

マイノリティの集団的権利保障の可能性

— 和平協定とマイノリティの権利保障条項、接近可能性の根拠の一つとして —

大阪大学国際公共政策研究科博士後期課程

島本奈央

問い：マイノリティ¹の集団的権利は国際法上認められるのか。

主張：マイノリティと人民の権利は近年、実体・権利上双方の接近が見受けられ、重複部分において国際法上マイノリティの集団的権利の可能性が認められる。

目次

1. 戦間期のマイノリティにおける国際法主体性議論の整理
2. 内的自決とマイノリティの集団的権利の結びつき
3. マイノリティから人民への接近可能性
 - 3-1. 救済的分離理論
 - 3-2. 先住民族の法的主体性
 - 3-3. 和平協定におけるマイノリティの権利と自決権条項
4. 接近可能性から導き出せる集団的権利行使の条件
5. 集団的権利行使上の懸念点
 - ・個人の権利/集団的権利の対立/第三国による民主主義干渉

目次に関して追記

3について、

マイノリティと、自決権行使主体である人民の接近理論による権利付与の可能性

自決権とマイノリティの権利の交錯から、マイノリティの集団的権利を導き出した

[根拠]

* 救済的分離理論

¹ 本報告において、マイノリティとは、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、自由権規約と省略）27条における「民族的、宗教的又は言語的少数民族」に沿った民族的マイノリティを指し、又、カポトルチ（Capotorti）のマイノリティの4条件を参考に定義づけを行うものとする。特に報告者が想定しているマイノリティとは、中でも分離独立問題を抱える民族的マイノリティである。

*先住民族の法的主体性

***和平合意におけるマイノリティの権利と自決権条項**

↓

マイノリティ保護条項を紛争和平協定に組み込む法規範は存在しないのか？
さらに、その条項は個人の権利としてではなく、集団としての権利までの保障

*マイノリティの集団的権利と考えられる権利（表1）

	法的根拠
自治（権）	コペンハーゲン文書（1990） ² 、ルンド勧告（1999） ³ 、 <u>各国実行（和平合意、国内法）</u>
効果的参加権 ⁴	マイノリティ権利宣言（1992）、民族的マイノリティ保護のための枠組み条約（1995）
文化享有権	自由権規約 27 条積極的解釈
言語使用権	自由権規約 27 条積極的解釈

集団的権利の保障と個人の権利の保障⁵

1945 年以来国際法は、世界人権宣言に見られるように、個人の人権の保障に主に焦点が当たってきた。しかし近年、個人の権利と集団的権利の間には峻厳な区別をつけるのがしばしば難しいにも関わらず、より集団的権利の概念の様々な表出に、より多くの注目が集まっている。表現の自由や集会の自由のように、個人の権利だが集団性を帯びている権利や、人民の自決権やジェノサイドの禁止を通じた集団的保障も権利として存在する一方で、マイノリティに属する者が自身の文化、宗教、言語を行使する権利のような、個人の権利の集団的な表れも構成されている。十分な議論は未だ進んでいないものの、国家、集団、そして個人が正当な権利と利益をもつことを、もはや看過することはできない。

² Document of the Copenhagen Meeting of the Conference on the Human Dimension of the CSCE, 29 June 1990, Part I, para.35

³ The Lund Recommendations on the Effective Participation of National Minorities in Public Life & Explanatory Note, September 1999, p. 10, para.14.

⁴ 効果的参加権とは、国家の意思決定に効果的に参加する権利を指し、民主主義制度の多数決原則により、人口において相対的に数が少ないマイノリティの意見が国の政策に反映されないという構造的欠陥を埋める役割を担っている。

⁵ Malcom N. Shaw, *International Law*, Cambridge University Press, 8th ed (2017) p.221

1. 戦間期のマイノリティにおける国際法主体性議論の整理

第一次世界大戦後：ヨーロッパの国境線の大幅な変更

→少数者保護条約の規定と実施

Ex.) シレジアに関するドイツ・ポーランド間の協定、メーメル地域に関するドイツ・リトアニア間の協定

→これらの条約の実施は、国際連盟の政治的監督及び、常設国際司法裁判所（PCIJ）の司法審査体制の下に置かれた。

→国際法上、領域内の人の取り扱いに関して国家主権に明示的・制度的な制約を課した歴史的な先例とも評価⁶。

➤ PCIJは実施機関として、戦間期、オーランド諸島の自治やアルバニアのマイノリティ学校事件（1935）に関する事例を取り挙げてきた。

更に二国間条約や多国間条約でマイノリティ主体を「集団」として捉え、集団的権利も認められていた⁷。

田畑先生「所謂少数民族の国際法主体性に就て」（1938年）より、個人又は少数民族それ自体の国際法主体性を認めるか否かの議論の展開がこの時期に行われていることがわかる。

1. 少数民族＝統一的な単一对（集合として捉える）
←クヌッベン
2. 少数民族＝個人的性格
←セガール（S.Segal）、コステルス（Kosters）

但し、この条約体制の目的は、国境線の変更に伴う国家間関係の安定を目的としたもの

⇔

第二次大戦後の人権条約は、個人の人権保障それ自体を目的としている

更に、当該体制は、同盟・連合諸国が中・東欧諸国の側だけに義務を課するものであったことに、根本的な限界があった。

↓

そうはいうものの、国際連盟の創設を受けて国際法・国際関係論の研究が活性化したこの時期には、人権の国際的保障をめぐり、国際法学説には注目すべき発展がみられたといえる。

⁶ 申恵丰『国際人権法【第2版】—国際基準のダイナミズムと国内法との協調』信山社、2016年、11-12頁。

⁷ Patrick Thornberry, *International Law and the Rights of Minorities*, Clarendon Press, 1993, pp. 38-52.

第二次世界大戦の勃発

ナチスの政策において、1939年のポーランド侵攻の名目として、ポーランドに居住するドイツ系マイノリティ保護が挙げられた。

→戦後マイノリティの権利保障において集団的権利を削除した経緯

第二次世界大戦後：個人の人権の発展—個人の法的主体性の承認

国連憲章1条3項「人種、性、言語、宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重する」

以後、国際人権法分野の大きな発展

⇔一方で、個人の権利への集約によって、いくつかの問題も現れる。

松井先生が、内的自決権を用いることによる陥穽の指摘として、1. 「民主主義のための干渉」の主張 2. 自決権の個人の権利への干渉を挙げられている⁸。

→個人の権利と、人民の権利はどちらも「人」の権利であるものの、人民にしかもつことのできない自決権という集団的権利が存在する。

→自由権規約1条1項では「すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。」と規定している。

→他の規定の主語は個人（everyone, no one, person 等、締約国が主語の場合も）にも関わらず、1条の主語との乖離がある。

一方で、戦間期発展したマイノリティの権利保障は個人の権利に一本化

マイノリティの権利保障の基盤は自由権規約27条

「種族的、宗教的又は言語的マイノリティが存在する国において、当該マイノリティに属する者（persons belonging to such minorities）は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」

（表2）マイノリティの権利保障制度と自決権制度比較表

	戦間期（連盟期）	戦後（国際連合体制）
集団的 権利の 主体	・マイノリティ ・外国人	・マイノリティ（但し、自由権規約27条の個人の権利の集団的側面） ・先住民族 ・人民（自決権）

⁸ 松井芳郎「試練に立つ自決権—冷戦後のヨーロッパの状況を中心に」桐山孝信・杉島正秋・船尾章子編『転換期国際法の構造と機能』国際書院、2000年、496-501頁。

条約	マイノリティ保護を含めた二国間・多国間条約	<ul style="list-style-type: none"> ・自由権規約 27 条 ・マイノリティ権利宣言 ・欧州民族的マイノリティ保護枠組条約 ・先住民族権利宣言
自決権	萌芽状態	1945 年以降国際法上の自決権確立
マイノリティ権利保障制度	私人による請願制度 ⁹	1970 年頃～先住民族の権利保障制度整備 1990 年頃～欧州にてナショナル・マイノリティ権利保障枠組み整備（効果的参加権確立）
和平合意（国家間）	二国間・多国間条約 Ex,) オーランド諸島、シレジア	欧州民族的マイノリティ保護枠組条約 18 条 表 4 参照。
和平合意（国内）	国内管轄事項	非国際的武力紛争の増加 →国際的な第三者支援による国内和平合意増加

*連盟期の制度に立ち戻っている？

2. 内的自決とマイノリティの集団的権利の結びつき

いくつかの論文はマイノリティが内的自決の一部を有するため、マイノリティに自治などの集団的権利が認められるとの論証を行っている。

自身の主張としても、自決権制度とマイノリティの権利保障制度双方の元々の制度的根拠は異なるが、制度の発展に伴い、マイノリティが人民に接近しており、実体上だけではなく権利上の接近も起こっているため、おそらくマイノリティは内的自決の一部を有するのだろうとの結論を導き出そうとしている。

しかし、一点注意すべき点が内的自決は国際法上の権利として確立しているかは不明であり、具体的内容も定まっていはいない。そのため今までは、「どこまでの集団的権利が認められるか」といった問いを立てていたが、その点を明確にはできないことが判明した。

一方で、内的自決の発展と比例してマイノリティの権利と自決権の関連性の議論は高まってきており、マイノリティの集団的権利を考察する上では欠かせない。それでは両者はどのように関係し合っているのか。

⁹ 請願は連盟理事局によって受理され、関係国からの意見を付して、理事国に送付される。送付された問題について、理事国のうちの三国からなるマイノリティ委員会が検討し、それを理事会の議事に加えるか否かを決定する。

内的自決とは、独立後の国家において、分散、割拠した権威構造を克服し、人民全体の意思と利益を反映する形で政治・経済・社会・文化の発展を導く側面を指す。

内的自決の国際法上の規定

● 1960年植民地独立宣言2項

「すべての人民は、政治的地位を自由に決定し、並びに経済的、社会的及び文化的発展を自由に決定する。」

→内的自決たる体制選択権の手掛かりを与える規定

● 自由権規約・社会権規約1条1項

All peoples have the right of self-determination. By virtue of that right they freely determine their political status and freely pursue their economic, social and cultural development.

「すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。」

● 1970年友好関係原則宣言7項

「**人種、信条又は皮膚の色による差別なく**領域に属するすべての人民を代表する政府を有する主権独立国家」のみが「領土保全又は政治的統一」を主張できると規定

→国内統治における**人民代表性**に対する内的自決の観点

→社会主義国及び途上国からの批判

● ヘルシンキ最終議定書（1975年）

All peoples always have the right, in full freedom, to determine, when and as they wish, their internal and external political status, without external interference, and to pursue as they wish their political, economic, social and cultural development.

● ケベック最高裁諮問意見（1985年）¹⁰

para.134

Although this third circumstance has been described in several ways, the underlying proposition is that, when a people is blocked from the meaningful exercise of its right

¹⁰ Reference re Secession of Quebec, Supreme Court of Canada, 20 August 1998, para. 134.

to self-determination internally, it is entitled, as a last resort, to exercise it by secession.

「(外的自決権行使の) 三番目の状況はいくつかの方法で描写されてきたが、前提条件としては、人民による内的に自決権の意味ある行使が妨害されるときに、最後の手段として、分離権を用いて行使される資格を有する」

このようにいくつかの国際文書で自決権の内的側面として認識されているものの、権利として確立し具体的な内容が構成されているとはいいがたい状況にある。

内的自決の意義として、自決権が、独立後であつてもなくなるわけではないことが含意。この成立によって、植民地以外の独立国家の民族に対しても適用できる地理的普遍性を獲得し、それと同時に、植民地後の適用が可能になるという時間的普遍性を獲得した。

(伊藤先生)

・独立時には不問に付された実効的国家性の欠如を、独立後に、人民の意思に基づく統治形態の選択を通じて動的に補完。

(櫻井先生) 内的自決における、少数者の権利と参加、自治¹¹

・自由権規約委員会：イラクに関する国家報告書審査の際、少数者を含めすべての人は、政治システム及び社会の運命に参加する権利を有するのであり、そうでなければ彼らは自決権を享受していることにはならない(1991)。

・自由権規約委員会：コロンビアの憲法改正に際して実施された国民投票や様々な制度改革を、人民の自決権のためにとられたアプローチが、少数者集団を含む参加民主主義の発展に沿っているとして積極的に評価(1992)。

・自治＝内的自決の構成要素/内的自決に内在する意味内容の一つ/国家内部の一住民のための内的自決を実現可能にする形態の一つ

政治的な文脈での内的自決が、国際法上の権利としてどの程度確立しているかは、はっきりしていない。また内的自決の意味内容もどこまで具体化しているのか、はっきりしていない。

＝いずれの文書でも一般的原則として曖昧な表現をされており、具体的内容を伴わない

そもそも内的自決は、政治体制などの自由な選択であり、国民の集団的決定プロセス(人民代表性)において友好関係原則宣言では認められていたため、内

¹¹ 櫻井利江。「4. 自決権の現在—非植民地化以後の内的自決の役割—」『変転する国際社会と国際法の機能』内田久司先生追悼論文集、2018年、92-95頁。

的自決とは、あくまで「国民全体の内的自決」であり権利とは言えないのでは。

3. マイノリティから人民への接近可能性

3-3. 和平協定におけるマイノリティの権利と自決権条項

➤ マイノリティから人民への接近可能性と3つの根拠（表3）

	救済的分離理論	和平協定における集 团的権利	先住民族
理論的 根拠	植民地的状態	自決権条項、自治	法的地位の変遷
実証	ケベック、コソボ	表4	先住権に代表される、 具体的な集团的権利

➤ 和平協定とマイノリティ保護条項

昨今、和平協定にマイノリティの権利保障を規定する条項の導入が増加している。このマイノリティの権利は個人の権利のみならず、集团的権利（効果的参加権や自治、さらには自決権）を含むケースも存在する。

→これは接近可能性の根拠の一つとならないだろうか。

Christian Bell 氏の”Peace Agreements and Human Rights”によると、peace agreement は自決権とマイノリティの権利の区別が曖昧な分野であると述べられている¹²。

→誰が自決権を有するか、「人民」を定義することへの懸念

→新たに採りうる手段として、autonomy regimes, ethnically based federalism, power-sharing and consociational models of government, cross-border government, and robust protection for individual rights が考えられる。

そして国際法の新たな変革として Bell 氏は、「理想的な政治形態」としてのリベラルな民主主義機能の強調を用いた個人の権利保護、そしてマイノリティの集团的権利の導入を進めることによって、民族紛争への国際法の長期的展望になり得ると述べている。

Bell 氏は上記の個人の権利と集団の権利のバランスに関して、自決権が交渉された事例として、南アフリカ、北アイルランド、ボスニアヘルツェゴビナ、イスラエル/パレスチナ事例を用いて、個人の権利と集団の権利の事例ごとに異

¹² Christian Bell, *Peace Agreements and Human Rights*, Oxford University Press, 2000, pp.188-190.

なるバランス対立は、文脈的でマルチ・レイヤーにまたがり複雑であるとした上で、国際法が文脈において無視されるべきではないと結論付けている。

↓

確かに和平協定は政治的合議で自治等を決定してきたのかもしれないが、そこに一定の法規範があるべきではないだろうか。

・ Tina Kempin Reuter, “Including Minority Rights in Peace Agreements: A Benefit or Obstacle to Peace Process after Ethnic Conflicts?”はボスニア、マケドニア、コソボ事例を用いて実証

Peace Agreements

=pre-negotiation agreements/ **framework or substantive agreements**/ implementation agreements (Bell 氏引用)

forward-looking: 人権保障 (人権条項の導入など人民の基本的権利に関する宣言制度構築)

backward-looking: 難民問題、土地の所有、移行期正義、真実和解委員会

但し、Tina 氏はマイノリティを集団として捉え集団的権利を導入することには否定的 (=obstacle)。なぜなら、マイノリティの権利の集団的側面 (自治等) と個人の保護間は緊張関係になるから、あくまでも人権条項として導入する個人の権利保障が大事。

欧州民族的マイノリティ保護枠組条約 (FCNM)

Art.18

1. The Parties shall endeavor to conclude, where necessary, bilateral and multilateral agreements with other States, in particular neighboring States, in order to ensure the protection of persons belonging to the national minorities concerned.
2. Where relevant, the Parties shall take measures to encourage trans-frontier co-operation.

「締約国は、関係するナショナル・マイノリティに属する者の保護を確保するために、必要な場合には、他の国、特に近隣国と二国間又は多数国間の協定を締結するよう努めなければならない」

「締約国は、適当な場合には、国境を超える協力を奨励するための措置を取らなければならない」

実施機関 ACFC (the Advisory Committee on the Framework Convention for the Protection of National Minorities)

多数国間条約に関して、地域レベルのノルウェー・サーミ条約交渉等の協力を

歓迎してきた。一方で国境を越えた二国間・多国間の協力の問題はめったに、ACFCの大臣の解決を参照してこなかった¹³。

⇔

Ex.) 北アイルランド、ベルファスト協定

イギリス政府に対し、欧州地域的マイノリティ言語憲章批准考慮を促す

アイルランド政府に対し、FCNMへの批准を推奨→FCNM紛争解決に寄与

*実施機関としてのHCNM（少数民族高等弁務官事務所）の役割

¹³ Rainer Hofmann, Tove H. Malloy and Detlev Rein (edited), *The Framework Convention for the Protection of National Minorities: a commentary*, BRILL NIJHOFF, 2018, pp.307-308.

事例の整理と選定方法

- ・マイノリティを巡る分離独立
- ・自決権関わってくるものの、集団的権利で解決
- ・二国間以上の条約¹⁴
- ・成功？事例（紛争終結後も比較的安定）

(表4) 紛争和平合意方法

	救済的分離権	自決権条項 ¹⁵	自治(権)
国際紛争/ 和平合意 = 条約	コソボ 東パキスタン ←国際的承認 クリミア? 南オセチア? アブハジア?	北アイルランド(英 国) ブーゲンヴィル(パ プア) ガガウジア(モルド ヴァ) 南部スーダン(スー ダン)	National Autonomy ボスニアヘルツェゴビナ キプロス パレスチナ [戦間期]オーランド諸 島、上部シレジア
国内法制 ≠ 条約	×	1977年ソ連憲法 1974年旧ユーゴ憲法 1968年チェコスロバ キア憲法 リヒテンシュタイン 2003年の憲法改正 ケベック	Regional Autonomy アチェ ミンダナオ カタロニア、バスク チベット自治区 新疆ウイグル自治区 内モンゴル自治区

* regional autonomy は確かに一国内の和平合意ではあるが、第三国や様々なアクターが関わっていることで、法規範性は変化するのか？

¹⁴ 条約法条約2条1項a【条約の定義】：国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意

但し、国際合意の中にも、法的拘束力を持たない非法律的合意（政治的合意）がある。国際合意が条約に当たるか非法律的合意にすぎないかは、当該合意を作成した当事国の意図にかかるとされる。

¹⁵ 櫻井利江「冷戦後の自決権の展開—和平合意における分離権—」『同志社法学』61巻6号（2010年）

4. 接近可能性から導き出せる集団的権利行使の条件

1. マイノリティはいかなる条件下で集団的権利を持つのか

救済的分離の条件や、和平協定を締結するような状況における接近

→国家による構造的な差別や領域性を指標とした評価基準を実証的に導き出せないか

2. マイノリティはどのような集団的権利を持つのか

付与される人民の一部の権利とは、救済的分離のような外的自決権まで行かず、むしろ構造的差別を排除する内的自決の一部が与えられ、自治権や効果的参加権も含まれる

そして、マイノリティの中でも、「先住民族」という特別な地位を付与された集団の、集団的権利を具体的にみていくことで、どのような権利が今後認められていくのか予想できないか。

5. 集団的権利行使上の懸念点

(1) 内的自決が及ぼす危うさ

- ・民主主義のための干渉¹⁶→人道的干渉の議論

救済的分離理論：内的自決の侵害→外的自決による分離権の行使につながる可能性

→内的自決の精緻化はむしろ国家に他国への侵略の正当性の基準に

- ・自決権の個人の人権化¹⁷

(2) 集団的権利と個人の権利の対立

*個人の権利の枠内で集団の保護を強調することは、集団による個人抑圧の危険性を増大させるというジレンマが存在¹⁸。

- ・そもそも、なぜ「個人の権利」による解決では不十分なのか？

→人種を全く考慮に入れない公平さを維持することを条件にすれば、あくまで独立した個人のみを考慮する解決も、非差別原則の前提の下で、形式的には同等の資格を有する選択肢ではある。

→しかし、実質的に「徹底」した公平さなど不可能では？

→石川によると、法学的構成として「集団的権利」論を採用するためには以下二点を満たす必要がある。

1. その国において、「強い国家」の論理が依然として処方箋として必要とされ

¹⁶ 松井、前掲論文、注8、496-499頁。

¹⁷ 同上、499-501頁。

¹⁸ 石川建治「個人の人権と集団のアイデンティティ」『ジュリスト』第1022号（1993年）39-45頁。

るべき要素を含んでいるかどうかという点

「強い国家」—拮抗力としての集団に、公共性（公権）の担い手としての期待
⇔

社会が諸集団の連合以外のものであり得ず、集団への帰属が中心のかつ永続的な要素として考えられるような社会—公平にはなりえない

2. マイノリティ集団が、個人の権利という方向での解決で果たしてその将来を展望できるかという問題

多くの国家では通常、平等に権利を賦与された諸個人からなる「国民」への志向と、集団アイデンティティの維持による多元主義を追求するマイノリティ意識とが、緊張を孕みながら共存している。

→集団的権利を主張する場合、その実行による社会コストも考慮されなければならない。

→それにも関わらず集団アイデンティティを強調するのは、否定的な集団アイデンティティや共同体的・人種的偏見が社会全体に浸透しているというような場合に限られるべきでは¹⁹。

・自由権規約 27 条の集団的側面と個人的側面の対立²⁰

自由権規約委員会の個人通報コメントにおいて、この対立の評価基準がいくつか委員会から述べられている。

① Kitok 事件（1988 年）

② Mahuika 事件（2000 年）

どちらも先住民族の事例ではあるが、2008 年先住民族権利宣言に先住民としての特別の地位を与えられる以前の、自由権規約 27 条上のマイノリティとして議論されていたため、この事件の評価基準は先住民族のみならず、民族的マイノリティにも適用されると考えられる。

① 規約人権委員会は、本件を「マイノリティ全体の権利を保護するように思われる立法と、マイノリティの個人構成員に対するその適用との間に**明白な対立**が存在する」事例であると評価している。

そして、Lovelace 事件の審査基準に依拠し、「マイノリティの個人構成員の権利に対する制限は、合理的かつ客観的な正当化事由をもち、マイノリティ全体の継続的な生存及び福祉のために必要であることが示されなければならない」と述べた。

Thornberry

→規約においては個人の権利優位として解決されると主張

¹⁹ N.Glazer, Individual rights against group rights, in: Ethnic dilemmas 1964-1982, 1983, pp.271-273

²⁰ 小坂田裕子『先住民族と国際法—剥奪の歴史から権利の承認へ—』信山社、2017年、191-195頁。

「その目的（文化的生存）がより崇高なものになればなるほど、個人の権利に対する潜在的な制約がより大きなものになる……。集団的な側面と個人的な側面を持つ権利条項においては、利益の調整が試みられねばならず、第27条の個人の権利の根底は可能な限り尊重されねばならない。」

② まず **Lansman** 事件での基準を用い、構成員達はその意思決定に参加する機会を与えられたかどうか、ii構成員達が伝統的活動からの恩恵を受け続けられるかどうか、により措置の違法性が判断されるとした。

規約人権委員会は、本件の状況を「自己の文化を享受する個人の権利が、マイノリティの他の構成員、あるいはマイノリティ全体によるパラレルな権利の行使と対立するような状況」と評価。

さらに問題の制限が、**(a)マイノリティ全構成員の利益**においてなされ、**(b)不利益を被ることを主張する個人に対するその適用に合理的かつ客観的な正当化事由**が存在するかどうか、についても検討しようとした。

→委員会として、集団代表との協議の形式的存在を判断基準として重視する傾向には、第27条の中核である個人の権利が軽視される危険があることは否定しえない。

主要参考文献

日本語文献

- 石川建治「個人の人権と集団のアイデンティティ」『ジュリスト』第1022号（1993年）39-45頁。
- 伊藤一頼「自決権による国家形成が残した内政上の課題」『平和研究』第41号（戦争と平和の法的構想）、日本平和学会、2013年。
- ウィル・キムリッカ『多文化主義のゆくえ：国際化をめぐる苦闘』法政大学出版局、2018年。
- 小坂田裕子『先住民族と国際法—剥奪の歴史から権利の承認へ—』信山社、2017年。
- 櫻井利江「冷戦後の自決権の展開—和平合意における分離権—」『同志社法学』61巻6号、2010年。
- 櫻井利江「4. 自決権の現在—非植民地化以後の内的自決の役割—」『変転する国際社会と国際法の機能』内田久司先生追悼論文集、2018年。
- 櫻井利江「欧州における民族的少数者保護基準の発展—効果的参加権・自治・集団としての権利をめぐる—」『同志社法学』第59巻2号、2007年。
- 申恵丰『国際人権法【第2版】—国際基準のダイナミズムと国内法との協調』信山社、2016年。
- 孫占坤「国際法における「自治」の概念とその機能」『法政論集』202号、2004年。
- 田畑茂二郎「所謂少数民族の国際法主体性に就て（一）」『法学論叢』38巻、1935年、3号。
- 西平等「マイノリティの「平等な権利」とは何か—常設国際司法裁判所勧告的意見によって示された解釈—」『マイノリティ研究』第6号。
- 松井芳郎「試練に立つ自決権—冷戦後のヨーロッパの状況を中心に」桐山孝信・杉島正秋・船尾章子編『転換期国際法の構造と機能』、2000年。
- 山形英郎『二十一世紀国際法における民族自決の意義』法政論集(245) 534、2012年。

外国語文献

- Antonio Cassese, *Self-Determination of Peoples: A Legal Reappraisal*, Cambridge University Press, 1995, p. 120.
- Christian Bell, *Peace Agreements and Human Rights*, Oxford University Press, 2000.
- Christian Bell, *On the Law of Peace*, Oxford University Press, 2008.
- Francesco Capotorti, Study on the Rights of Persons Belonging to Ethnic, Religious and Linguistic Minorities, E/CN.4/Sub.2/384/Rev.1 (1977), para. 568.
- Hurst Hannum and Richard B. Lillich, "The Concept of Autonomy in International Law," *AJIL*, 1980, Vol.74, No.4, pp.858-889.
- Louis B Sohn, "The Concept of Autonomy in International Law and the Practice of the United Nations" (1980) 15 (2) *Israel Law Review* 180.
- Marcelo G. Kohen, *Secession: International Law Perspectives*, Cambridge University Press, 2006.

- Malcom N. Shaw, *International Law*, Cambridge University Press, 8th ed (2017) p.221
- Patrick Thornberry, *International Law and the Rights of Minorities*, Clarendon Press, 1993.
- Tina Kempin Reuter, “Including Minority Rights in Peace Agreements: A Benefit or Obstacle to Peace Process after Ethnic Conflicts?” *International Journal on Minority and Group Rights* 19, 2012.
- Thomas D. Musgrave, *Self-Determination and National Minorities*, Oxford University Press, 2000.
- Ulrike Barten, *Minorities, Minority Rights and Internal Self-Determination*, Springer, 2014.